

財産区財産用地公売買受者募集要項（先着順）

応募される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知の上でお申し込みください。

1. 売買物件

買受者を募集する財産区財産用地（以下「売買物件」という。）は、末尾記載のとおりです。より詳細な情報については、岸和田市公式ウェブサイトにて総務管財課が公開するウェブページ（以下、「ホームページ」という。）に掲載の「物件調書」をご覧ください。

2. 買受者の募集

次に掲げる方法により、先着順による買受け申込みを受け付けます。

（1）受付開始日

令和7年1月30日（木）

（2）受付期間

受付開始日以降随時（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁日を除く）

（3）受付時間

9時～17時（12時00分～12時45分を除く）

（4）受付場所

岸和田市総務部総務管財課管財担当

岸和田市岸城町7番1号

（5）申込方法

財産区財産買受申込書及び暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（以下「申込必要書類」と総称する。）を、上記受付場所に直接持参して申込みを行ってください。なお、持参以外による申込みは一切受付しません。

（6）募集の中止

この募集は事前の予告なく中止することがあります。予めご了承ください。

3. 買受者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当しない者に限り、買受者になることができます。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当すると認められる者

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者又は同条第2項各号に該当すると認められる者

（3）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員に該当すると認められる者

（4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する事業を行う法人

（5）国税及び岸和田市税を滞納している者

（6）岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団密接関係者に該当すると認められる者

4. 買受者の決定

買受者は、先着1名の申込者としします。

複数の申込みがあった場合は、申込必要書類を受け付けた順に順位を付します。買受者の決定が取り消された場合等は、順位の繰り上げを行い、新たに買受者を決定するものとしします。

5. 買受者の提出書類

買受者は、岸和田市摩湯財産区から買受者として決定された旨の通知を受けた後速やかに、次に掲げる書類（以下「提出書類」と総称する。）を提出してください。なお、証明書類は、買受け申込日から3か月以内に発行されたものをご用意ください。

（1）個人の場合

- ①住民票
- ②印鑑登録証明書
- ③所得税、消費税及び地方消費税（納税証明書その3の2）
- ④岸和田市税（完納証明書）

（2）法人の場合

- ①履歴事項全部証明書
- ②印鑑証明書
- ③役員等に関する調書
- ④法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書その3の3）
- ⑤岸和田市税（完納証明書）

6. 警察への個人情報の提供

買受者から暴力団員又は暴力団密接関係者を排除するため、提出書類により収集した個人情報を大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部に照会することがあります。

7. 契約の締結

売買契約の締結はつぎのとおり行います。

- （1）買受者は、岸和田市摩湯財産区から買受者として決定された旨の通知を受けた日から、30日以内に契約を締結してください。
- （2）契約保証金として売却金額の100分の10に相当する金額（千円未満切上）を岸和田市摩湯財産区が発行する納入通知書により、売買契約締結までに納入してください。
- （3）契約保証金は、その預託期間について利子は付けません。
- （4）「契約保証金充当依頼書」を提出した場合は、売買代金と契約保証金の差額を納入していただけます。
- （5）契約条項は、ホームページに掲載の「土地売買契約書」のとおりです。

8. 買受け申込み及び契約の締結に関する留意事項

次に掲げる事項について留意してください。

- （1）買受者は、この要項及びホームページを十分に確認し、売買物件の現状、土地売買契約の契約条項及び諸規制をすべて承知した上で申込みを行うものとしします。

- (2) この要項に違反する申込みであると認められた場合、当該申込みは無効になります。
- (3) 提出書類の返却は行いません。
- (4) 使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法に定めるところによるものとします。
また、使用する通貨の単位は日本円とします。
- (5) 売買物件の所有を共有名義にする場合は、申込必要書類に共有者全員の氏名等を記載し、提出書類についても共有者全員分を提出してください。
- (6) 岸和田市摩湯財産区は、売買物件の面積の不足や品質の瑕疵（土壤汚染等の隠れたものを含む。）を含む一切の契約不適合責任を負いません。売買物件が契約に適合しないことを理由に、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除はできません。

9. 所有権の移転及び引渡し

売買物件の所有権の移転及び引渡しについては、次のとおりです。

- (1) 所有権が移転する時期は、買受者が売買代金を完納したときです。契約締結後、岸和田市摩湯財産区が指定する方法により指定する期限までに売買代金を納付してください。
- (2) 所有権が移転したとき、現状有姿にて売買物件の引渡しが行なわれるものとします。
- (3) 契約締結から引渡しまでに売買物件に何らかの損害が生じた場合、それが岸和田市摩湯財産区の責めに帰すことのできない事由によるときは、その損失は買受者の負担となります。

10. 買受者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、買受者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに土地売買契約を締結しなかったとき。
- (2) 買受者に必要な資格を失ったとき。
- (3) 土地売買契約の契約解除条項により、契約が解除されたとき。

11. 売買物件の譲渡の制限

買受者は、売買物件の所有権移転の登記が行なわれる前に、売買物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

12. 費用の負担

契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、全て買受者の負担とします。所有権移転後の公租公課等についても、買受者の負担となります。

13. 結果の公表

売買物件の引渡し後、その結果（売買物件の所在地、地積、買受者の氏名又は法人名、売却金額）をホームページで公表します。

14. その他

この要項に定めのない事項については、すべて法令に定めるところにより処理します。岸和田市摩湯財産区の指示を遵守してください。

売買物件一覧

物件 番号	物件情報					
	所在地	岸和田市摩湯町1036番 1	地目	堤塘	地積 (㎡)	3, 958. 93
1	売却価格 (円)	92, 244, 000	契約保証金 (円)		9, 225, 000	
	備考	令和 6 年度に実施した一般競争入札の不調物件				